

重要なお知らせ（質問票の内容について）

平成26年6月1日より、改正道路交通法が施行されました。

これに伴い教習所では、仮免許申請する方等に対して「質問票」に回答いただき申請することとなりました。

「質問票」は教習所に入校後ご記入いただきますが、1つでも該当するものがある場合、**入校不可、または運転免許試験場にて適性相談・別途書類を事前にご用意いただく必要があります。**

下記事項を必ずご確認ください、該当すると思われるものがある場合は至急お申込みの窓口または教習所までご連絡ください。

入校前にお申し出がなく、入校後に発覚しご入校できなかった場合は、教習所及びお申込み頂いた入校幹旋会社では一切責任を負えませんのでご注意ください。 ※虚偽の記載・報告をした場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

（質問票の記載事項）

- ①過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます）を原因として、又は原因は明らかではないが意識を失ったことがある。
- ②過去5年以内において、病気を原因として身体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- ③過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- ④過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - * 飲酒を繰り返し、絶えず体内にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - * 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- ⑤病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

●質問票記入時の注意事項●

- * 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否もしくは保留される、又は既に受けている運転免許を取り消されるもしくは停止されることはありません。
- * 提出を拒否される場合は仮免許申請手続きができません。

下記の病気をお持ちの方は、症状によっては運転免許が取得できない場合があります。

必ず入校前に住所地の運転免許試験場にて適性相談を受験いただくようお願いいたします。

- ・ 免許取得を認められた場合は「**運転適性相談終了書**」をご入校の際に必ずご持参ください。
- ・ 免許取得を認められなかった場合はご入校ができません。

- ・ 認知症
- ・ てんかん
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ 躁鬱（そううつ）病
- ・ 統合失調症
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・ 再発性の失神
- ・ その他運転に支障のあるもの

* 適性相談受講には時間がかかる場合がある（医師の診断書手配に時間がかかる事があります）ので、お早めにお手続きをお願いいたします。

ご予約受付時に持病に関してお申し出されてない方は、お申込み先または教習所までご連絡ください。